

「産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」 審査要領

標記事業における事業者の選考・審査を行うために設置された「産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」選考審査委員会の審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の業務計画書等の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、競争参加者との間に利害関係があり、審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員は原則審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

審査基準

I 契約予定者の選定方法

審査委員会において、申請団体から提出された業務計画書等について書類選考を実施し、評価点が最も高い者から順に複数者を採択案件に決定する予定である。その場合、必要に応じて、各者が重点的に業務に取り組む対象業界を指定する。なお、審査にあたっては、申請団体に対して、提出書類の内容の確認や変更、追加資料の提出等を求めることがある。また、当該申請団体の評価得点について70点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。

II 評価方法

Ⅲに示す評価項目について、以下の採点基準に基づき点数化する。そして、各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該申請団体の評価得点とする。

1. 「1. 事業実施主体に関する評価項目」及び「2. 事業内容に関する評価項目」に係る評価

別添の「産学連携・スキリング・エコシステム構築事業 評価項目の得点配分基準」に基づき、各項目5段階で採点を行うものとする。

	大変優れている	優れている	普通	劣っている	不適當
15点満点	15	12	8	3	0
10点満点	10	8	5	2	0
5点満点	5	4	3	2	0

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価項目」に係る評価

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・行動計画＝１点
- ・えるぼし１段階目＝２点
- ・えるぼし２段階目＝３点
- ・えるぼし３段階目＝４点
- ・プラチナえるぼし＝５点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・行動計画＝１点
- ・くるみん①（平成２９年３月３１日までの基準）＝２点
- ・トライくるみん＝３点
- ・くるみん②③（平成２９年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）＝３点
- ・くるみん④（令和７年４月１日以降の基準）＝４点
- ・プラチナくるみん＝５点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝４点

○上記以外＝０点

Ⅲ 評価項目

１．事業実施主体に関する評価

- （１）事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- （２）業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- （３）産学連携、リカレント教育に関する実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するためのノウハウを有していること。
- （４）事業を効果的に遂行するために有用な、補助金審査業務、伴走支援や広報周知業務に関する実績・知見等を有していること。
- （５）財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

２．事業内容に関する評価項目

- （１）事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- （２）補助事業の選定委員会事務局業務の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。

- (3) 大学等の教育プログラムの開発・実施等に関する伴走支援の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。
- (4) 大学等の教育プログラムに関する調査分析・広報周知の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。
- (5) 妥当な経費が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価項目

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

産学連携・スキリング・エコシステム構築事業 評価項目の得点配分基準

審査基準		配点
1 事業実施体制に関する評価項目【30点満点】		
①	事業実施・業務管理に必要な人員・組織体制が整っていること。	5点
②	産学連携、リ・スキリングに関する実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するためのノウハウを有していること。	10点
③	事業を効果的に遂行するために有用な、補助金審査業務、伴走支援、広報周知、調査研究に業務に関する実績・知見等を有していること。	10点
④	財務状況の評価により経営基盤が確立していること。	5点
2 事業内容に関する評価項目【65点満点】		
①	事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。	10点
②	補助事業の選定委員会事務局業務の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。	10点
③	大学等の教育プログラムの開発・実施等に関する伴走支援の方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。	15点
④	大学等の教育プログラムに関するネットワーク・広報・成果取りまとめの方法及び内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。	10点
⑤	リ・スキリング促進に向けた調査研究の内容が具体性・適正性・効果性・効率性に優れていること。	15点
⑥	妥当な経費が示されていること。	5点
3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価項目【5点満点】		
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。 ○えるぼし認定等（女性活躍推進法） ・行動計画＝1点 ・えるぼし1段階目＝2点 ・えるぼし2段階目＝3点 ・えるぼし3段階目＝4点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・行動計画＝1点 ・くるみん①（平成29年3月31日までの基準）＝2点 ・トライくるみん＝3点 ・くるみん②③（平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準）＝3点 ・くるみん④（令和7年4月1日以降の基準）＝4点 ・プラチナくるみん認定＝5点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝4点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点		5点
合計		100